

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手合計額	予納金	備考			
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円				2円		
民事訴訟	通常訴訟 手形訴訟 行政訴訟 (当事者2名まで)	8					10	5	5				5	5	6000円	6000円 ※1 ▶当事者が1名増すごとに2000円追加。 ※増加する当事者が10名以上の場合は、10名ごとに更に1000円追加。 ▶強制執行停止申立付きは1000円追加。	▶当事者が1名増すごとに2440円分を追加 (内訳:500円4枚 110円4枚) ▶強制執行停止申立付きは1220円×当事者数を追加 (内訳:500円2枚 110円2枚)	
民事訴訟	反訴 手形異議 (相手方が1名のとき)	8					6		4				5	4	5000円	5000円 ※1 ▶相手方が1名増すごとに2000円追加。	▶相手方が1名増すごとに2440円分を追加 (内訳:500円4枚 110円4枚) ▶強制執行停止申立付きは1220円×当事者数を追加 (内訳:500円2枚 110円2枚)	
民事訴訟	控訴 (当庁が控訴審) (当事者2名まで)	8					10	5	5				5	5	6000円	6000円 ※1 ▶当事者が1名増すごとに2000円追加。	▶当事者が1名増すごとに2440円分を追加 (内訳:500円4枚 110円4枚)	
民事訴訟	附帯控訴 (当庁が控訴審) (相手方が1名のとき)	4					4	4					6	4	3000円	3000円 ※1 ▶相手方が1名増すごとに1000円追加。	▶相手方が1名増すごとに1220円分を追加 (内訳:500円2枚 110円2枚)	
民事訴訟	抗告のうち、簡裁の訴訟事件に関するもの (当庁が抗告審・相手方なし)	4					2	4					9	20	3000円	3000円 ※1 ▶当事者が1名増すごとに3000円追加。	▶当事者が1名増すごとに3000円分を1組追加。(内訳は左記と同じ)	
民事訴訟	再審														再審の対象となる事件と同じ	再審の対象となる事件と同じ	再審の対象となる事件と同じ	
民事調停	民事調停	4												20	4400円		▶当事者1名増すごとに2000円分追加 (内訳:500円4枚)	
民事執行	担保不動産競売申立て														0円	▶請求債権額に応じて予納金額が変わります。 2000万円未満→80万円 2000万円以上5000万円未満→100万円 5000万円以上1億円未満→150万円 1億円以上→200万円 ▶二重開始事件は原則として30万円。ただし、先行事件に含まれない物件があるときは上記のとおり ※申立物件が多数の場合には増額することもあります。	▶保管金提出書送付用として、受取人払又は110円切手を貼付した返信用封筒を申立て時に提出してください。 ▶郵便切手は不要。予納金から支出します。	
	強制競売申立て														0円	担保不動産競売申立てと同じ	担保不動産競売申立てと同じ	
	担保不動産収益執行申立て														0円	管理費見込額等を勘案して決定します。		
	形式的競売申立て														0円	担保不動産競売申立てと同じ ※申立ての対象物件の固定資産評価額(非課税公衆用道路の物件は近傍宅地評価額の30%)を請求債権額とします。	担保不動産競売申立てと同じ	
	自動車競売申立て														0円	5万円	担保不動産競売申立てと同じ	
	債務名義に基づく債権差押え	5						10		5				5	5	5	4010円	▶左記のうち申立書に執行費用として計上できる額 3320円(陳述催告あり) 2660円(陳述催告なし) ▶債務者又は第三債務者(陳述催告なし)が1名増すごとに1290円分追加(うち執行費用計上可能額1220円) (内訳:500円2枚 110円2枚 50円1枚 20円1枚) ▶第三債務者(陳述催告あり)が1名増すごとに1990円分追加(うち執行費用計上可能額1880円) (内訳:500円3枚 110円3枚 50円2枚 20円3枚) ※第三債務者は送達先ごとに1名として計算
	養育費等に基づく債権差押え	5					10		5				5	5	5	4010円		同上

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備考	
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円				2円
	転付命令(差押命令発令後に申し立てる場合)	4					5							2550円		▶当事者が1名増すごとに1220円分追加 (内訳:500円2枚 110円2枚)
	売却命令 譲渡命令	8					5	10	5		15	5		6150円		▶当事者が1名増すごとに1220円分追加 (内訳:500円2枚 110円2枚) ▶評価を行う場合は2330円分追加 (内訳:500円4枚 100円3枚 10円3枚)
	財産開示	8					14	5	6		5	6		6500円	6500円 ※1	▶保管金提出書送付用として、受取人払又は110円切手を貼付した返信用封筒を申し立て時に提出してください。
	情報取得													0円	5000円 ※第三者が1名増えるごとに4000円追加	▶保管金提出書送付用として、受取人払又は110円切手を貼付した返信用封筒を申し立て時に提出してください。 ▶郵便切手は不要。予納金から支出します。
	執行異議	8					6	5			7	20		5500円		▶当事者が1名増すごとに3000円分追加 (内訳:500円4枚 110円2枚 100円4枚 20円9枚 10円20枚)
	執行抗告	8					6	5			7	20		5500円		▶当事者が1名増すごとに3000円分追加 (内訳:500円4枚 110円2枚 100円4枚 20円9枚 10円20枚)
保全	債権仮差押	5					2		1	1				2810円		▶第三債務者1名増すごとに1590円分を追加 (内訳:500円3枚 50円1枚 40円1枚) ▶陳述催告の申立てをする場合は、第三債務者1名につき700円分を追加 (内訳:500円1枚 110円1枚 50円1枚 40円1枚) ▶債権者用の決定正本の郵送を希望する場合は、1220円分、又は110円分(決定正本受領書の提出があるとき)を追加 (1220円の内訳:500円×2、110円×2)
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	4					3	3	2	1				2770円		▶複数の法務局に登記嘱託をする必要がある場合は、法務局1か所につき890円分+660円分を追加 (890円の内訳:500円×1、100円×3、50円×1、40円×1)(660円の内訳:500円×1、110円×1、50円×1) ▶滞納処分庁の差押があるときは、110円分を追加 ▶債権者用の決定正本の郵送を希望する場合は、1220円分又は110円分(決定正本受領書の提出があるとき)を追加 (1220円の内訳:500円2枚、110円2枚)
	不動産仮処分(占有移転禁止) 動産仮差押	2					2							1220円		▶債権者用の決定正本の郵送を希望する場合は、1220円分を追加 (内訳:500円2枚、110円2枚)
	仮の地位を定める仮処分	6						7				20		3900円		▶債権者が1名増すごとに1220円分を追加(ただし代理人が同一の時は不要) (内訳:500円2枚 110円2枚) ▶債務者が1名増すごとに620円分+1220円分を追加 (620円分の内訳:500円1枚 100円1枚 20円×1枚) (1220円分の内訳:500円2枚 110円2枚)
保護命令	保護命令	3						7	3			11		2460円		
労働審判	労働審判	5					5	5	6			10		3950円	4000円 ※1	

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備考	
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円				2円
商事非訟 民事非訟	株式売買価格決定・株式買取価格決定	4					30		2			10		5500円		
	共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件	4					35					35		6200円		
	資料保存者選任						2							220円		
	その他	4					20					20		4400円		
借地非訟	借地非訟	8					20		8			20		6800円		当事者が1名増すごとに2000円追加 (内訳:500円4枚)

※1 郵送費用を現金・電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。